

令和8年度の税率等一覧表

区分	基礎分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	子ども・子育て支援金分
所得割額①	課税標準額【注1】×8.5%	課税標準額【注1】×3.2%	課税標準額【注1】×2.7%	課税標準額【注1】×0.31%
均等割額②	25,000円×国保被保険者数	8,500円×国保被保険者数	9,700円×国保被保険者数	800円×国保被保険者数
平等割額③	1世帯当たり 20,000円	1世帯当たり 7,000円	1世帯当たり 5,600円	1世帯当たり 650円
18歳以上均等割④				65円×18歳以上国保被保険者数
限度額	670,000円 (旧：660,000円)	260,000円	170,000円	30,000円
小計	①+②+③=A	①+②+③=B	①+②+③=C	①+②+③+④=D
備考	すべての国保被保険者が対象で医療費の財源となる保険税	すべての国保被保険者が対象で後期高齢者医療制度を支援する保険税	40歳以上65歳未満の国保被保険者が対象で、介護保険第2号被保険者の介護保険料となる保険税	すべての国保被保険者が対象【注3】で子育て施策の拡充に充てる保険税

【注1】 課税標準額 = 前年の総所得金額等 - 基礎控除 (43万円)

【注2】 各区分100円未満切り捨て

【注3】 18歳未満被保険者は均等割は全額軽減され、18歳以上均等割は賦課されません。

A + B + C + D = 保険税額

軽減判定基準表

軽減率	基準額
7割軽減	43万円 + (10万円 × (★給与・年金取得者の数 - 1)) 以下
5割軽減	43万円 + (31万円 (旧30万5千円) × 国保被保険者数) + (10万円 × (★給与・年金取得者の数 - 1)) 以下
2割軽減	43万円 + (57万円 (旧56万円) × 国保被保険者数) + (10万円 × (★給与・年金取得者の数 - 1)) 以下

「★給与・年金取得者の数」は以下に該当する人の合計

- 給与の収入金額 (専従者給与収入を除く) が55万円を超える人
- 65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える人
- 65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える人